

## 2 ベトナム

### 2-1 概要

2010年にEUとの間で、FLEGT VPA（森林法施行・ガバナンス・貿易行動計画における自主的  
二国間合意）の交渉が開始されてから、ベトナムではFLEGTライセンス発行に必要な合法性を  
保証する制度（VNTLAS: Vietnam Timber Legality Assurance System）の構築が進み、複数の新  
しい法令が施行されている。主なものを表2.1にまとめた。

表 2.1 ベトナムの最近施行された新しい法令等

2010年	● FLEGT VPA 交渉開始
2018年	● MARD 通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT 「林産物の管理と追跡」
2019年	● 森林法 No.16/2017/QH14 の施行 ● ベトナム森林認証システム（VFCS）発足 ● FLEGT VPA 批准
2020年	● 政令 No. 102/2020/ND-CP 「ベトナム木材合法性保証システム（VNTLAS 政令）」 ● MARD 決定 No.4832/QD-BNN-TCLN 輸入木材種の公式リストと、ベトナムに木材を供給するポジティブ地域（低リスク国）のリスト ● 米国通商代表部（USTR）によるベトナムの違法木材に関する調査開始
2021年	● ベトナム政府と米国政府間の違法木材と木材貿易に関する協定の発行

2018年に公布された農業農村開発省(Ministry of Agriculture and Rural Development, MARD)通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT「林産物の管理と追跡(Management and Tracing of Forest Products)」<sup>1</sup>は、ベトナム国産材の合法性証明について規定しており、2020年に施行されたVNTLAS政令とも呼ばれる、政令 No. 102 (Decree Vietnam Timber Legality Assurance System No. 102/2020/ND-CP<sup>2</sup>)は、伐採からFLEGTライセンス発行までのVNTLAS全体が法的に規定しているのに加え、ベトナムに輸入される木材の合法性確認についても定めている（デューデリジェンスの実施を要求している）。この2つの法令には、日本の木材輸入事業者が合法性の確認に役立つ書類のフォーマットが示されている。

ベトナムの法令とVNTLASに大きな影響を及ぼしているのが、ベトナムにとって最大の取引先である米国の通商代表部(USTR)によるベトナムの違法木材に関する調査である。2020年にUSTRは、トランプ元大統領の指示により、違法に伐採・取引された木材の輸入・使用に関するベトナムの行為・政策・慣行について、通商法第301条に基づく調査を開始した。2021年には、調査の結論として、「ベトナム社会主義共和国政府とアメリカ合衆国政府の間の違法伐採と木材貿易に関する協定(Agreement between the government of the Socialist Republic of Viet Nam and the government of the United States of America on illegal logging and timber trade)<sup>3</sup>」が署名、発行さ

<sup>1</sup> <https://tongcuclamnghep.gov.vn/LamNghiep/Index/thong-tu-so-272018tt-bnnptnt-ngay-16112018-cua-bo-nong-nghiep-va-phan-trien-nong-thon-quy-dinh-ve-quan-ly-truy-xuat-nguon-goc-lam-san-3906>

<sup>2</sup> <https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=200888>

<sup>3</sup> [https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20\(9-30-21\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20(9-30-21).pdf)

れた。ベトナム政府は違法木材の管理監督の強化を約束しており、これは今後の法令改正などに影響すると言われている。

過去の林野庁によるクリーンウッド法関連の生産国情報収集事業において、ベトナムに関する情報は、平成30(2018)年<sup>4</sup>と令和2年(2020)年<sup>5</sup>に発行された報告書にまとめられている。これらは林野庁「クリーンウッド・ナビ<sup>6</sup>」で公開されている。表2.1で示した2019年までに施行された法令等については既存の報告書で解説されているため、本報告書では2020年以降に施行された法令と、関連する情報を収集した。

---

<sup>4</sup> 平成28年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国情報収集事業（平成30年3月発行）

<sup>5</sup> 平成30年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和2年3月発行)

<sup>6</sup> <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/vnm/info.html>

## 2-2 2020年以降に施行された法令等

### 2-2-1 ベトナム木材合法性保証システムに関する政令（VNTLAS 政令）

2019年にEUとベトナムの間でFLEGT VPAが批准され、ベトナム政府はサプライチェーンから違法木材を排除することを公約している。ベトナムでは、年間500万～600万m<sup>3</sup>の丸太や製材を輸入しているが、この輸入品は、国内および輸出市場向けの木材製品の生産に使用されている。VPAの実施では、木材の輸入や輸出用木材製品の合法性を厳しく管理することが求められており、サプライチェーン全体で木材の合法性を管理することが、VPAの中核をなしているといえる。VPAでは、ベトナム国内で消費される木材製品と輸出向けの木材製品の合法性要件は同一であることが強調されている。

ベトナム政府は、VPAの合法性に関する公約を実行に移すため、2020年9月1日に、ベトナム木材合法性保証システムに関する政令(Decree Vietnam Timber Legality Assurance System No. 102/2020/ND-CP<sup>7</sup>、以降、VNTLAS 政令と示す、同年10月30日に施行された。この政令は、6章、30条と3つの付属書で構成されている(表2.2)。サプライチェーンに関わる全ての個人と組織がこの政令の対象となっている。この政令の実施に関する中央当局はMARDであり、各省の人民委員会はVNTLASの普及、実施を支援する。木材の輸出や企業の分類の検証は、省の森林保護当局、もしくは省の農業農村開発局が監督する。この政令の発効により、これまで輸入木材と輸出木材の書類について規定していた、MARD 通達 No.27/2018/TT-BNNPTNT の第17条と第26条は効力を失う。本稿では、日本の輸入者に関係のある、輸入木材の管理、輸出木材の管理、木材加工業者と輸出業者の分類について概説する。なお、国産材の合法性の管理については、2019年に施行された、林産物の管理と追跡に関するMARD 通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT に規定されている<sup>8</sup>。

表 2.2 ベトナム木材合法性保証システムに関する政令(VNTLAS 政令、Decree No. 102/2020/ND-CP)の章立て

チャプター	セクション
I 一般条項	
II 輸入木材と輸出木材の管理	1 輸入木材の管理 2 輸出木材の管理
III 木材加工業者と輸出業者の分類	
IV FLEGT ライセンスと独立評価	1 FLEGT ライセンス発行 2. 独立評価
V 実装のための組織化	
VI 実施条項	
付属書 I 書類の様式 <sup>9</sup>	フォーム No.01 輸入木材の申告書 フォーム No.02 輸入木材製品の申告書 フォーム No.03 輸入木材の原産国申告書 フォーム No.04 輸出木材の原産地確認依頼書

<sup>7</sup> <https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=200888>

<sup>8</sup> 平成30年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和2年3月発行)

<sup>9</sup> 2-6にフォーム No.01-07を掲載している(日本語仮訳付き)。

	フォーム No.05 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト フォーム No.06 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト フォーム No.07 検査記録 フォーム No.08 木材加工および輸出企業の宣言と分類 フォーム No.09 追加商品の説明 フォーム No.10 FLEGT ライセンス フォーム No.11 FLEGT の申請書。ライセンス フォーム No.12 検証議事録 フォーム No.13 FLEGT ライセンスの更新/交換/再発行のリクエスト フォーム No.14 木材の輸出入に関する報告書
付属書 II 木材加工業者と輸出業者の分類の基準	
付属書 III 製品の範囲： FLEGT ライセンススキームの対象となる木材および木材製品の HS コード	

#### (1) 輸入木材の管理（チャプターII セクション1）

VNTLAS 政令は、輸入木材及び木材製品の管理について、木材の輸入に焦点を当てた4つの条文（第4条～第7条）がある。木材の輸出入に関する書類は、これまで MARD 通達 27/2018/TT-BNNPTNT で定められていたが、この VNTLAS 政令で定める書類に変更になる。さらに、MARD は 2022 年にこの通達を修正する予定であるので、注意が必要である。

第4条では、木材輸入者が伐採国の関連法に基づく木材の合法性について法的に責任を持つことが明示されている。輸入者が輸入貨物の全部または一部を一人または複数の購入者に販売する場合、輸入者は輸入木材のパッキングリストから情報を抽出してパッキングリストを作成し、輸入者の署名・捺印が入った輸入木材の書類のコピーを作成し、購入者に提供し、原本を保管する必要がある。また、木材輸入の管理は、原産国のリスク（いわゆる地理的リスク）と、輸入する木材の種のリスクの高低に基づいて実施されることが示されている。

第5条では、地理的リスクの識別基準を詳述している。具体的には、原産国が以下の基準のいずれかを満たす場合、低リスクとみなされる。

- (a) FLEGT ライセンスを発行する木材合法性保証システム（TLAS）が稼働している場合
- (b) ベトナムが VNTLAS 基準を満たしていると認める、伐採国までのサプライチェーン全体を対象とした、木材の合法性に関するデューデリジェンスの拘束力のある国内規制フレームワークを持っていること。

- (c) 世界銀行の Worldwide Governance Indicators (WGI)<sup>10</sup>が 0 以上であり、CITES 規制システムで I レベルにランク付けされ、さらに次の 2 つのうち 1 つの基準を満たしていること：ベトナムと木材に関する二国間協定を結んでいる国、またはベトナムに認められた国家木材認証制度を持つ国であること。

MARD は低リスク国リストを発行・更新し、www.kiemlam.org.vn（MARD の森林保護局のウェブサイト）で公開する。

第 6 条は、樹種リスクを特定するための基準に焦点を当てている。高リスクとみなされる輸入木材樹種は以下の通りである。いずれにも該当しない樹種は、低リスクと認定される。

- (a) ワシントン条約付属書に記載されている樹種
- (b) ベトナムの制度によってカテゴリー IA およびカテゴリー IIA に属するとされる、絶滅の危機に瀕した貴重種および希少種
- (c) ベトナムに初めて輸入される樹種
- (d) ベトナム当局が収穫国で絶滅が危惧される、または違法取引されていると特定した樹種

MARD は関連当局と協力し、6 月 30 日と 12 月 31 日に、輸入された種類の木材のリストを更新し、科学的名称、一般的なベトナム語の名称、英語の名称を含め www.kiemlam.org.vn（MARD の森林保護局のウェブサイト）で公表する。

第 7 条では、輸入者が輸入貨物の通関手続きとして、通常の間税法で定められた通関書類に加えて、提出しなければならない書類が定められている。

1. 輸入木材のパッキングリストの原本（付属書 I のフォーム No.01 または 02）
2. 次のいずれかの書類
  - (a) CITES 許可証のコピー
  - (b) FLEGT 輸出許可証のコピー
  - (c) 輸入木材原産国申告書（付属書 I のフォーム No.03）。

上述の「1. 輸入木材のパッキングリストの原本」については、丸太と製材は付属書 I のフォーム No.01 を、木材製品はフォーム No.02 を使用する（日本語訳は 2-6 参照）。これらのフォームには、輸入者の基本情報に加え、輸入木材の輸出国、伐採国、輸出港、輸入港、樹種、数量の記述が求められている。これらのフォームは、輸入時にベトナムの税関当局によって認証されなければならない。同時に提出を求められているのが、CITES 許可証または FLEGT 輸出許可証のコピーであるが、これらに該当しない場合は、輸入木材原産国申告書（フォーム No.03）に記入する必要がある。記述内容は多岐に渡り、実質的にはこのフォームに輸入木材のデューデリジェンス要件が示されていると言える。フォーム No.03 は、パート A から D の 4 つの主要部分で構成されている（表 2.3）。

表 2.3 輸入木材の原産国申告書（VNTLAS 政令の付属書 I フォーム No.3）の構成

パート	概要
-----	----

<sup>10</sup> <https://info.worldbank.org/governance/wgi/>

A	輸入木材のパッキングリスト（付属書 I のフォーム No.01、No.02）と同様の情報の記述が求められている。
B	VNTLAS 政令第 5 条と第 6 条に示されている基準を用いて、輸入木材が低リスクか高リスクかを判別する。その結果、輸入木材が低リスクであれば、輸入者はさらなる追加情報を提供する必要はないが、高リスク（地理的リスクもしくは樹種リスクにおいて）と判断された場合には、追加書類の提出が求められる。
C	<p>高リスクとみなされた場合に提出す追加書類について説明している（提出するのはこのうちの 1 つ）。高リスクとみなされた原料となる木材（例：HS 4403、4406、4407）の場合：</p> <p>(a) VNTLAS のすべての基準を満たす、原産国の自主的な証明書または国が発行する証明書</p> <p>(b) 伐採許可証</p> <p>(c) 伐採国で伐採許可証が発行されない場合、輸入者は伐採の合法性を証明する代替文書を提出しなければならない。この場合、輸入者は、その代替文書の内容と発行機関を明確に示し、さらに、サプライヤー情報や伐採許可証が入手できない理由も提供しなければならない。輸入者が伐採の合法性を示すことができる書類を入手できていない場合は、伐採許可証の代替となる他の文書で代用することが求められる。この場合、輸入者は、伐採国、サプライヤーの情報などとともに、伐採の合法性を示す文書を入手できていない理由を提出する必要がある。</p> <p>高リスクとみなされた木材製品（例：HS 4403、4407 を除く HS 44, 94 の製品）の場合：</p> <p>(a) VNTLAS のすべての基準を満たす、原産国の自主的な証明書または国が発行する証明書</p> <p>(b) 輸入者が伐採許可証又は伐採の合法性を証明するその他の書類を持っていない場合は、木材の合法性を示す代替書類と伐採国、サプライヤーの情報を提出する。</p>
D	<p>高リスク木材の輸入者にパート C の書類の提出に加えて、合法性リスクを特定し、リスクを軽減するための追加的措置（デューデリジェンス）が求められている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 該当する木材製品や樹種に適用される伐採国の合法性要件を特定する。</li> <li>2. 輸入する委託品に関連する伐採と取引に関わる全てのリスクの特定と、そのリスクを低減する方法を記載する。</li> </ol>

## (2) 輸出木材の管理（チャプターII セクション 2）

第 8 条では、ベトナムから輸出される木材及び木材製品は合法的なものでなければならないことが明記され、輸出管理は木材の種類、輸入国、木材加工・輸出業者の分類に基づいて行われるとしている（木材加工・輸出業者の分類は政令チャプターIII（本報告書 2-2-1(3)）に定められてい

る)。さらに、輸出する木材製品は、CITES 許可証 (CITES 種の場合)、FLEGT 許可証、もしくは本政令で定めるパッキングリストに紐づいていなければならない。また、FLEGT ライセンスを取得した輸出木材は通関手続き等において優先して出荷されることが強調されている。

第 9 条には、カテゴリー I に属さない企業は、木材を輸出する前に原産地の検証を受けなければならないことが定められている。ただし、国内の人工林から生産された木材を EU 域外の市場に輸出する場合、検証は免除される<sup>11</sup>。木材製品所有者は、検証機関である森林保護当局<sup>12</sup> (検証当局、verifying authority) に申請を行う。申請に必要な書類は下記の通りである。

- a) 付属書 I のフォーム No.04 の原本。
- b) 輸出木材のパッキングリストの原本 (付属書 I のフォーム No.05 (木材の輸出用) またはフォーム No.06 (木材製品の輸出用および再輸出のための輸入用))。
- c) 本政令第 7 条に規定されている輸入用木材書類のコピー (つまり、木材輸入時のパッキングリスト等)、または、農業・農村開発大臣の森林製品の原産地の管理・追跡に関する規則<sup>13</sup>に基づく国内伐採木材の原産地に関する書類。

フォーム No.05 とフォーム No.06 では、輸出者は製品の輸出先に関する情報<sup>14</sup>に加えて、木材の原産地に関する情報が求められており、それはベトナムにおける 5 つの木材ソース (国産植林木、国産天然木、輸入材、没収材、混合材) のいずれかを明記する必要がある。また、樹種名、製品サイズ、輸出量など、木材製品に関する詳細な情報も求められる。

木材製品所有者は検証当局に申請し、検証当局は、申請書の受理から 1 営業日以内に書類の検証を行う。3 営業日以内に現地確認を完了し、認証を付与する。その後、貨物が輸送手段に積み込まれる前に、出荷木材製品全体の 20% について、輸出貨物の検査が行われる。申請書類と実際の木材の重量、数量、仕様、種類、原産地の比較によって出荷の合法性が確認され、検査記録 (付属書 I のフォーム No.07) が発行される。

第 10 条は、輸出時の通関手続きで、関税法で定められた通関書類に加えて必要となる書類を定めている。

1. 木材がワシントン条約の付属書に記載されている場合：ベトナムの CITES 当局が発行した CITES 輸出許可証の原本または電子コピー
2. 木材がワシントン条約のどの付属書にも記載されていない場合：
  - a) EU 市場に輸出される木材の場合：FLEGT ライセンスの原本または電子コピー
  - b) 木材が EU 以外の市場に輸出される場合：所有者がカテゴリー I の企業である場合、所有者が作成したパッキングリストの原本。所有者がカテゴリー I の企業ではない場合、有者

---

<sup>11</sup> 非 EU への輸出には検証が免除されていることについては批判がある。

<sup>12</sup> 英語では "domestic forest protection authority"

<sup>13</sup> MARD 通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT を指す

<sup>14</sup> 現状の VNTLAS では、輸出先が EU かそれ以外 (日本含む) かで要求事項が異なることがある。例えば、上述した国内の人工林から生産された木材の原産地の検証は、非 EU 向けの輸出には不要とされている。このような区別をする理由は、すべての国産植林木の原産地検証を実施すると膨大な作業量となり、担当する政府当局のキャパシティを考慮した結果と想像できる (ベトナム人コンサルタントの見解)。

が作成し、本政令第 9 条に従って国内の森林保護当局が認証したパッキングリストの原本。

### (3) 木材加工業者と輸出業者の分類（チャプターIII）

木材加工業者と輸出業者は、政府の基準を満たしているかどうかによって、カテゴリー I またはカテゴリー II に分類される（第 11 条）。

第 12 条によると、カテゴリー I の企業は以下の基準をすべて満たす企業であり、それ以外はカテゴリー II となる。また、基準の詳細は、付属書 II 「木材加工業者と輸出業者の分類の基準」に詳細が記されている。

- (a) 企業の設立に関する法的要件を遵守し、設立から少なくとも 1 年以上操業している
- (b) 本政令に基づく木材の合法性要件と No. 27/2018/TT-BNNPTNT の要件を遵守している
- (c) 本政令第 27 条の報告書類作成と原本保持を実施する
- (d) 違法な伐採等の犯罪行為による処罰を受けていない

第 13 条は、企業分類のための手続きを定めている。企業は申請書（フォーム No.08）に情報を記入し、本社または加工施設がある受理当局（receiving authority）である各省の森林保護当局に申請する。企業リストは [www.kieclam.org.vn](http://www.kieclam.org.vn) に公開される。



## 2-2-2 VNTLAS 政令実施のための細則

### (1) 輸入木材の樹種リスクと地理的リスクに関する決定

VNTLAS 政令の実施のために、2020 年に MARD 決定(Decision 4832/QĐ-BNN-TCLN<sup>15</sup>)が発行され、ベトナムの輸入樹種のリストと原産国（ベトナムに木材を積極的に輸出する地域）のリストが公表された。これは VNTLAS 政令の輸入木材の合法性の管理に関して、地理的リスク（第 5 条）と樹種リスク（第 6 条）の判断基準が示されているのと同時に、MARD がこれらのリストを作成し公開するという規定に準じたものである。

この決定の付属文書 Annex I<sup>16</sup>はベトナムがこれまで輸入したことがある主な 322 種が掲載され、正式名称である学名とベトナム語の一般名が示されているが、ベトナム語名がない樹種も少なくない。MARD は 2021 年 6 月にこの輸入樹種リストを更新した(Decision 2905/QĐ-BNN-TCLN<sup>17</sup>)。この更新では、MARD 決定 4832 のリストに樹種が追加され、合計 793 種が記載されている<sup>18</sup>。例えば、木材輸入者がこのリストに掲載されていない種を持ち込む場合、VNTLAS 政令に従い、その木材は高リスク樹種とみなされ（第 6 条(c)ベトナムに初めて輸入される樹種）、輸入者は規定された高リスク木材の輸入に求められる要件に従わなければならない（表 2.3 のパート C「高リスクとみなされた場合」を参照）。

MARD 決定 4832 の付属文書 Annex II<sup>19</sup>は、ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト（List of positive geographic regions for wood exports into Vietnam）で、51 カ国（アジア 10 カ国、ヨーロッパ 31 カ国、オセアニア 3 カ国、アメリカ 6 カ国、アフリカ 1 カ国）が掲載されている（表 2.4）。これらの国は、VNTLAS 政令第 5 条に示された条件を満たす国としてベトナム政府によって判断された国と理解することができ、リストに含まれていない国から木材を輸入する場合は「地理的に高リスク」とみなされ、高リスク木材の輸入に求められる要件に従う必要がある。樹種リストとは異なり、この木材輸出国のポジティブリストはまだ更新されていないが、更新のための作業は進んでいるようだ。

表 2.4 MARD 決定 4832 附属書 II ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト

No	国・地域	No	国・地域
1	アジア	27	リトアニア
1	ブルネイ	28	ルクセンブルク
2	台湾（中国）	29	マルタ
3	韓国	30	ノルウェー
4	インドネシア	31	ロシア
5	マレーシア	32	フィンランド

<sup>15</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/Pages/4832-qd-bnn-tcln.aspx>

<sup>16</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/VanBan/4832-QD-TCLN-271120-PL1.pdf>

<sup>17</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/Pages/2905-qd-bnn-tcln.aspx>

<sup>18</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/VanBan/2905-QD-TCLN-30062021-PL.pdf>

<sup>19</sup> <https://www.mard.gov.vn/VanBan/VanBan/4832-QD-TCLN-271120-PL2.pdf>

6	日本	33	フランス
7	フィリピン	34	ルーマニア
8	タイ	35	チェコ
9	中国	36	キプロス
10	シンガポール	37	スペイン
II	ヨーロッパ	38	スウェーデン
11	アイルランド	39	スイス
12	英国	40	スロバキア
13	オーストリア	41	スロベニア
14	ポーランド	III	オセアニア
15	ベルギー	42	ニュージーランド
16	ポルトガル	43	オーストラリア
17	ブルガリア	44	ソロモン諸島
18	クロアチア	VI	南北アメリカ
19	デンマーク	45	ブラジル
20	ドイツ	46	カナダ
21	エストニア	47	チリ
22	オランダ	48	アメリカ合衆国
23	ハンガリー	49	ペルー
24	ギリシャ	50	ウルグアイ
25	イタリア	V	アフリカ
26	ラトビア	51	南アフリカ

## (2) 企業分類に関する通達

木材加工事業者・輸出事業者の分類<sup>20</sup>について、MARD は 2021 年 12 月 29 日に企業分類の手順と手続きを定めた通達(Circular 21/2021/TT-BNNPTNT<sup>21</sup>)を公表した(2022 年 5 月 1 日施行)。この通達は、木材加工と輸出を行う企業のみを対象としており、木材輸入企業や、国内市場のみに関連する企業などは対象外である<sup>22</sup>。この通達によって、政府は、企業がカテゴリーIとカテゴリーII のどちらに属しているかを識別することが可能になり、分類に基づいて輸出向け木材・木材製品の合法性を管理する仕組みが適用されることになる<sup>23</sup>。

具体的には、通達第 4 条では、企業は地方当局(local authority)への登録が求められている<sup>24</sup>。登録申請書には、企業の一般的な情報(名称、住所等)、企業の規模(木材加工施設などを所有しているか等)、政府の報告義務、木材の合法性に関する義務、税金や手数料に関する義務を遵守して

<sup>20</sup> 詳細は、2-2-1(3)を参照。

<sup>21</sup> <https://tongcuclamnghep.gov.vn/content/uploads/files/Th%C3%B4ng%20t%C6%B0%20s%E1%BB%91%2021.2021.TT-BNNPTNT.pdf>

<sup>22</sup> これは VNTLAS 政令に基づいているためである。一方で、サプライチェーンに関連するすべての企業についてこのような企業分類がなされるべきという指摘があることに留意する必要がある。

<sup>23</sup> 輸出木材の管理の手続きは、企業分類によって異なる場合がある。2-2-1(2)参照。

<sup>24</sup> VNTLAS 政令によれば、各省の森林保護当局である。

いるか等の記載が求められている。また、この通達の Annex I<sup>25</sup>で要求されているように、企業の設立と運営に関する政府の要求事項（環境関連の要求の遵守、木材のインプットとアウトプット、労働関連の要求の遵守等）、木材の合法性に関する政府の要求事項の遵守に関する情報（伐採関連の要求事項や書類など）が含まれている。申請書は地方当局により評価・確認され、政府の要求事項をすべて満たした企業はカテゴリー I に分類され、森林保護局のウェブサイトに掲載される。それ以外の企業はカテゴリー II のグループとなる。この通達によると、林業総局（Vietnam Administration of Forestry, VNFOREST）はこの通達を実施する上での重要な機関であり、2022年12月31日までに全国的な企業分類情報データベースシステムの構築・管理・運用を森林保護局に指示することになっている。この通達を受けて、各省の農業・農村開発局（provincial department of Agriculture and Rural Development）は、それぞれの地域でこの通達を実施することになる。

---

<sup>25</sup> VNTLAS 政令の Appendix I のフォーム No. 08 と同じ内容である。

## 2-2-3 法令の実施状況

### (1) MARD 通達 No. 27 と VNTLAS 政令の実施状況

過去の報告書<sup>26</sup>では、MARD 通達 No. 27/2018/TT-BNNPTNT の実施、特に使用されている書類の様式について、通達の施行以前の旧様式も使用されている可能性に言及していたが、現在ではそのような状況は改善している<sup>27</sup>。サプライチェーンで木材所有者間のパッキングリストの受け渡しも実施されているとのことである。しかし、MARD 通達 No. 27 が規定する林産物原産地証明書類(forest product origin dossier)と呼ばれるすべての書類が、サプライチェーンで受け渡されているかについては確認できていない。一方で、VNTLAS 政令によって廃止になった条項(木材の輸出入に関する規定)があることや、さらには、今後通達 No. 27 そのものが修正されることが決まっている点(2-2-3(3)を参照)に注意を払う必要がある。

VNTLAS 政令の実施は完全ではない。輸入木材の管理に関しては、2-3 章で示しているように、高リスク国からの木材輸入が未だ継続しており、輸入される丸太と製材の約 4 割を占めている。その主な理由は、管轄官庁が VNTLAS 政令で規定されている高リスク材輸入の要件の実施を見送っており、そのため輸入業者は要件を遵守していないためである。具体的には、輸入業者は、高リスク木材を輸入する際に提出が求められている VNTLAS 政令のフォーム No.03 のパート C とパート D (輸入木材のデューデリジェンスに関わる部分、詳細は表 2.3 を参照)を記入しておらず、同時に必要となる合法性を証明する追加書類も提出していないのが現状である(To et al. 2021<sup>28</sup>)。VNTLAS では、これらの書類は税関当局により認証される必要があるが、輸入事業者は、政府当局から木材の合法性を証明するために適格とみなされる原産国の書類について明確なガイダンスがないと話している。また、税関当局に対しても、政府当局からの明確なガイダンスがないことから、認証が行われていない状況となっている。実際、2020 年から 2021 年前半にかけて税関当局は、木材の合法性管理を管轄する VNFOREST に対し、合法性を証明する文書に関するガイダンスを求めていたが<sup>29</sup>、ガイダンスは提供されなかったために、税関当局は輸入業者にガイダンスを提供することができない状況が生じており、違法リスクのある木材を税関で管理し輸入を回避するということが最終的に実施できていない。また、輸入業者は、「デューデリジェンスのプロセスが複雑すぎる」、「供給国のどの当局が必要な書類を発行しているのか分からない」と感じているとも報告されている。つまり、ハイリスク国からベトナムに輸入された木材を使用した木材製品を日本に輸入する事業者は、その製品に紐づいたフォーム No.03 を入手することができる可能性はあるが、デューデリジェンスに役立つ情報が記載されていない可能性が高く、リス

---

<sup>26</sup> 平成 30 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和 2 年 3 月発行)

<sup>27</sup> 本調査で実施した FLEGT-VPA のフォーカルポイントである MARD VNFOREST 科学技術・国際協力局(Department of Science, Technology and International Cooperation (DOSTIC))と、ベトナム森林科学技術協会(Vietnam Forest Science and Technology Association (VIFA))の専門家へのインタビューによる情報。

<sup>28</sup> To et al. (2021) "Vietnamese Imports of High-Risk Timber: Current Status and Control Mechanisms" <https://www.forest-trends.org/publications/vietnamese-imports-of-high-risk-timber/>

<sup>29</sup> 本調査に協力したベトナム人のコンサルタントによると、2020 年 12 月 10 日と 2021 年 6 月 7 日付けで税関当局はベトナムに高リスク木材輸入の書類に関する明確なガイダンスを求めるレターを送っている。

ク評価することが困難であると想像される。このような状況は、FLEGT ライセンス発行のためにベトナムが体制を整えていく過程で改善されることが期待される。

VNTLAS 政令の木材加工業者と輸出業者の分類もまだ実施には至っていない。2021 年 12 月末に、木材加工・輸出事業者の分類に関する MARD 通達 21/2021/TT-BNNPTNT が発行された(2-2-2 (2)を参照)。

## (2) 違法伐採と木材貿易に関する米国－ベトナム協定

ベトナムの木材合法性保証システム（VNTLAS）の整備は、EU との FLEGT-VPA によって牽引されてきたことは明らかであるが、それに加えて、米国からの影響も大きく受けている。2020 年のベトナムの木材製品の総輸出入の 60%以上が米国市場からの収入となっている。2020 年にベトナム政府は米国政府から違法伐採木材の取扱いに関する疑惑を提示された。重要な貿易相手国からのプレッシャーは、問題解決のための調査にベトナム政府と民間企業が積極的に協力する強い動機となり、さらに民間企業が違法伐採対策の強化を政府に求めることにつながっており、今後の VNTLAS の整備を加速させることになると考えられる。本章では、ベトナムと米国の間で結ばれた、違法伐採と木材貿易に関する二国間協定について概説する。

2020 年 10 月、米国通商代表部（USTR）は、トランプ大統領（当時）の指示により、2つの通商法 301 条<sup>30</sup>に基づく調査を開始した。「違法に伐採または取引された木材の輸入および使用に関連する特定の貿易慣行<sup>31</sup>」と、「ベトナムドンの過小評価に寄与する可能性のある同国の政策<sup>32</sup>」である。USTR は「米国市場に輸出される木材製品に違法な木材を使用することは、環境に悪影響を及ぼし、規則に従って合法的に伐採された木材を使用する米国の労働者や企業にとって不公平である」との見解で、調査が開始されることになった<sup>33</sup>。USTR は、ベトナムは他国から伐採された木材の輸入に依存しており、その輸入木材のかなりの部分が違法に伐採または取引されたもの（違法木材）であることを示唆する証拠があり、その木材の一部は、ワシントン条約に記載されている種のものである可能性があるとして主張し、以下が調査対象となり、パブリックコメントや公聴会、政府間会合が開催された。

- ① ベトナムの違法木材が、ベトナム、原産地国、または国際的な規則のいずれかに反するかどうか
- ② ベトナムが違法木材の輸入を支持しているかどうか
- ③ 違法木材の輸入と使用に関連するベトナムのその他の行為、政策、慣行など

2021 年 10 月 1 日、USTR は「違法伐採と木材取引に関するベトナム社会主義共和国政府とアメリカ合衆国政府間の協定(Agreement between the government of the Socialist Republic of Vietnam and the government of the United States of America on illegal logging and timber trade)<sup>34</sup>」を調査の結論として発表し、両国が署名した。米国はベトナムから米国に輸出される木材製品に関

---

<sup>30</sup> 米国の包括通商法(1974 年制定)の条項の一つで、不公正と判断された貿易に対して、相手国と協議すること、さらに解決できない場合には、米国が制裁措置を発動できることなどを定めている。不公正かどうかは、大統領の補佐機関である米通商代表部(USTR)が調査・判断し、制裁措置の発動は大統領が行う。いずれも大統領権限によるもので、議会の承認は必要ない(<https://kotobank.jp/word/%E9%80%9A%E5%95%86%E6%B3%95301%E6%9D%A1-1822622>)。

<sup>31</sup> <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-vietnam-timber>

<sup>32</sup> <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations/section-301-vietnam-currency>

<sup>33</sup> <https://www.thompsonhinesmartrade.com/2020/10/ustr-initiates-two-section-301-investigations-involving-vietnamese-wood-products-using-illegal-timber-and-currency-valuation/>

<sup>34</sup> [https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20\(9-30-21\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20(9-30-21).pdf)

税を課さないことに合意し、これと引き換えにベトナムは、違法伐採と木材取引に関する複数の懸念への対処を約束することに合意した。

この協定は、高リスクの木材の輸入に重点を置いており、全 20 条のうち 9 条がこのテーマに密接に関連した内容となっている。特に第 2 条では、VNTLAS 政令で定義された高リスクの供給国の範囲を拡大し、ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト（MARD 決定 4832、2-2-2 参照）に掲載されている国であっても、違法伐採や関連取引の証拠があり、それらの国で木材の合法性を証明する不正な書類が存在する場合は、高リスクとみなすことが強調されている。第 5 条では、輸入検査の強化として、リスクの度合いに見合った検査、つまり高リスク木材には厳しい税関検査と通関を実施することとなっている。具体的には、ベトナムは高リスクの輸入品に対して、違法伐採や関連取引に関連する輸入品の側面を評価するだけでなく、木材の合法性を証明する文書の真正性を審査することで検査を行う。CITES 種の輸入は、USTR の調査の重要な懸念事項の一つであったため、ベトナムが CITES 種の輸入、輸出、再輸出のための事前審査のメカニズムを強化することが強調されている。

第 6 条では、ベトナムは VNTLAS の企業分類システムを改訂が求められている。VNTLAS 政令では、木材加工・輸出企業を重視しており、企業の分類（カテゴリー I または II）に基づき、木材製品を輸出する際には、対応する合法性の要件を遵守することになっているが（2-2-1(3) 参照）、この協定では、対象となる企業の範囲を拡大し、サプライチェーンに参加するすべての企業を監視・監督することが約束されている。これを実現するためには、ベトナム政府は VNTLAS 政令を改訂する必要がある<sup>35</sup>。

ベトナムが輸入の合法性を確保するためには、特に高リスクの木材をベトナムに提供している供給国との協力が不可欠であると考えられている。第 10 条はベトナム当局が協力関係を通じて、供給国から木材の合法性を証明する文書を要求し、それらの文書が合法性の検証に十分であることを確認することが約束されている。特に高リスク国との間では、覚書を締結し、その下で木材貿易データの交換を正式に行い、木材の違法な取引や伐採に関与した者を共同で調査・訴追し、それらの国の生産者や輸出者の定期的な監査を行うよう努めるとしている。

また、ベトナム国産材に関する言及もあり、第 8 条で、ベトナムは、国内で伐採された木材およびその木材を原料とする木材製品のすべての輸出が、輸出先にかかわらず、検証の対象となることを保証すると記述されている。これは、VNTLAS 政令の第 9 条にある、「国内の人工林から生産された木材を EU 域外の市場に輸出する場合、検証は免除される」という記載が修正されることを意味しているが、これだけにとどまらず、国産材の管理を規定している MARD 通達 No. 27 の修正がなされる可能性もある<sup>36</sup>。

---

<sup>35</sup> 改定の計画については、2-2-3(3)参照。

<sup>36</sup> USTR の調査に深く関与したベトナム人専門家の見解（インタビュー調査に基づく）。改定の詳細、計画については、2-2-3(3)参照。

この協定の実施を監督するために、USTR と MARD が共同で議長を務める木材作業部会 (Timber Working Group: TWG) が設置され、毎年 2 回の会合が開催される。TWG は、両国政府が貿易データ、VNTLAS の実施、高リスクの輸入品の特定、違法伐採とそれに関連する貿易への取り組みなどに関する情報や最新情報を交換するための中心的な役割を果たす。TWG の第 1 回会合のテーマは、ベトナムと原産国との間の木材貿易データの不一致、特にベトナムとカンボジア、ラオス、カメルーンとの間のデータに焦点を当てることと決定されている。

ベトナム政府は、本協定の発効後 9 か月以内に<sup>37</sup>、すべての誓約を達成するためにとるべき措置を具体的に記述した行動計画を作成しなければならないことになっており、そこでベトナム政府が実際にどのような措置を取るかが明確なると考えられる<sup>38</sup>。一方で、ベトナム政府は計画策定を待たずして行動を起こしている。協定 10 条に示されている、高リスク国との覚書の締結に関する依頼を、ガボン、カメルーン、コンゴ、ブラジル、ラオスに 2021 年 11 月に送付した。ブラジルは、MARD 決定 4832 附属書 II ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト (表 2.4) に含まれている国であるにもかかわらず送付先となっている。このように、この協定によって、VNTLAS に関連する様々な法令の強化のための見直し、近い将来実施される可能性が非常に高いと考えられる<sup>39</sup>。FAO-EU FLEGT プログラムの地域コーディネーターである Bruno Cammaert 氏は、「ベトナム林業局は、2022 年中に、VNTLAS 政令と他の VNTLAS 関連の法律の実施状況を評価する予定で、これにより政令を強化するための調整が行われる可能性が高い。また、輸入規制に関するガイダンスがベトナムの税関や森林保護機関と協議して作成され、トレーニングプログラムが全国的に展開されている。」とコメントしている<sup>40</sup>。

---

<sup>37</sup> この協定は 2021 年 10 月 1 日に署名され、署名日から 1 カ月後に発効するとされているため、2022 年 8 月までとなる。

<sup>38</sup> ベトナム政府は 2022 年 1 月に、協定に対応するための計画を発表した (2-2-3(3)参照)。

<sup>39</sup> 本稿執筆時には法令の改定については未確定であったが、その後ベトナム政府が計画を発表したため、次章で詳細を説明する。

<sup>40</sup> [https://news.mongabay.com/2022/02/vietnams-timber-legality-program-not-making-a-dent-in-risky-wood-imports/?utm\\_medium=Social&utm\\_source=Facebook&fbclid=IwAR2wAjC7aNdV3wA-tGS8PJSFOS4zhHI63gwziFHKWnoi8vpckPoNpV0I6RQ#Echobox=1643810839](https://news.mongabay.com/2022/02/vietnams-timber-legality-program-not-making-a-dent-in-risky-wood-imports/?utm_medium=Social&utm_source=Facebook&fbclid=IwAR2wAjC7aNdV3wA-tGS8PJSFOS4zhHI63gwziFHKWnoi8vpckPoNpV0I6RQ#Echobox=1643810839)



### (3) 今後の法令の改定

ベトナム政府は、2022年2月現在、VNTLASのさらなる改善と適切な実施に関連する作業を実施することを計画しており、それには既存の法令の修正作業も含まれている。本章では、現時点で明らかになっている今後の法令の改定の計画についてまとめた。

#### 1) 違法伐採と木材貿易に関する米国－ベトナム協定への対応

2022年1月20日付けMARD決定「MARDによるベトナム政府と米国政府間の違法伐採・取引の規制に関する協定の実施計画の公布<sup>41)</sup>」(Decision No. 365 / QD-BNN-HTQT)は、2-2-3(2)で述べた二国間協定の実施計画である。サプライチェーンからの没収木材の排除、木材輸出国のポジティブリストの改定、輸入木材の検査強化、FLEGTライセンスのEU域外市場への拡大、ベトナムと木材生産国の協力関係の構築などが含まれている。

#### 2) VNTLAS 政令の改定計画

前項で記したMARD決定を受け、2022年1月24日付VNFOREST局長決定No.43 (Decision No.43/QD-TCLN-KL)「計画 ベトナム木材合法性保証システムを規定する政府の2020年9月1日付政令第102/2020/ND-CP号を修正・補足する政令の策定<sup>42)</sup>」が公表され、VNTLAS政令を改定する作業が開始されることが明らかになった。これは、EU-FLEGT VPAの共同実施委員会 (Joint Implementation Committee, JIC)での議論や、2-2-3(2)に記した、米国との違法伐採と木材貿易に関する協定の影響を強く受けた結果のベトナム政府の対応であることが明記されている。

この局長決定では、VNTLAS政令の実施について調査を行い、評価報告書を作成し(2022年第2、第3四半期)、それに基づき政令の改定案を作成し、最終的に2023年中旬に政令を改定するとしている。政令の修正、補足の内容案には、以下の事項が含まれている：

- 企業分類システム(木材を輸入する企業も対象にする)、
- ベトナムに積極的に木材を輸出している地理的地域の特定において社会組織からの意見を反映させるメカニズム、
- 輸入木材のパッキングリストの検査と検証(税関当局の責任等)。

また、MARD VNFORESTの木材伐採と取引活動に参加する企業の役割と責任の強化に関する公式記録<sup>43)</sup>が木材業界団体<sup>44)</sup>に送付された。政府は木材業界に没収された木材を商業目的で使用しないことを求めており、これは1)のDecision No. 365 / QD-BNN-HTQTに基づいており、より

---

<sup>41)</sup> “DECISION Promulgating the Plan of the Ministry of Agriculture and Rural Development for implementation Agreement between the Government of Vietnam and the Government of the United States on control illegal logging and trade”

<sup>42)</sup> “PLAN Formulation of a Decree amending and supplementing Decree No. 102/2020/ND-CP dated September 1, 2020 of the Government regulating the Vietnam Timber Legality Assurance System”

<sup>43)</sup> MARD/VNFOREST Official Note No.84 (6/1/2022) on enhancing the roles and responsibilities of companies participating in timber exploitation and trade activities

<sup>44)</sup> Vietnam Timber and Forest Product Association と各省の Timber Associations 宛て

広く言えば、VNTLAS 政令に規定されている木材の原産地の説明責任に関する規制を完全に遵守することを求めている。

さらに、2022 年 1 月 27 日には、MARD 森林保護局(Forest Protection Department, FPD)の公式記録「木材伐出・取引活動に参加する企業の役割と責任の改善<sup>45</sup>」(No. 38/BNN-TCLN)が各省の森林保護局と Tien Giang 省の農業農村開発局に送付された。これは 2022 年に実施される MARD 通達 No.27<sup>46</sup>の差し替えを検討するにあたって現状の評価と課題について意見収集するために送付された。VNTLAS で木材原産地管理の要件をいかに確保するか、生産やビジネスを促進するための有利な条件をいかに整えるか、さらに、規制されていないが実際にはよく行われている問題点などについて、2 月末までに送付することを求めている。ここで留意すべき点は、MARD 通達 No.27 は単に修正されるのではなく、代替の新たな通達に差し替えられるという点であり、大幅な変更が行われることが示唆されている。

---

<sup>45</sup> “MARD FPD Official Note To improve the roles and responsibilities of enterprises participating in timber exploitation and trade activities”

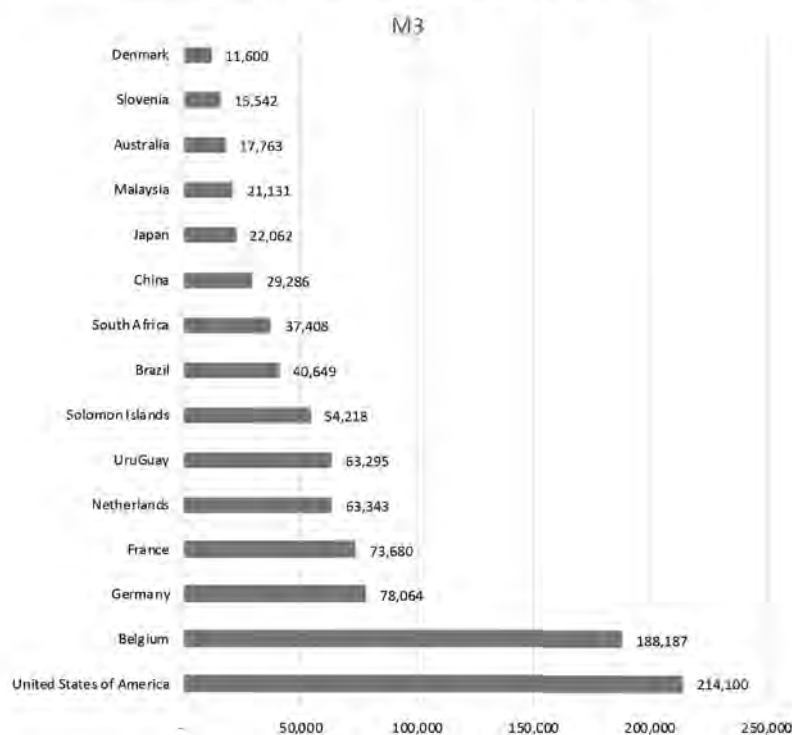
<sup>46</sup> 表 2.1 参照。詳細は平成 30 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和 2 年 3 月発行)に記載されている。

### 2-3 地理的リスクを考慮したベトナムの丸太と製材の輸入量

2-2-2 で示した MARD 決定 4832 の付属文書 Annex II 「ベトナムへの木材輸出国のポジティブリスト」に基づき、ベトナムの丸太と製材輸入量について税関データを使って分析した報告書「ベトナムのハイリスク木材輸入：現状と管理メカニズム(Vietnamese imports of high-risk timber: current status and control mechanisms)」(To et al. 2021)が公開されている<sup>47</sup>。報告書の内容を要約すると次の通りである。

- 2020年のベトナムの木材輸入量は、製材が254万 m<sup>3</sup>、丸太が217万 m<sup>3</sup>、合計579万 m<sup>3</sup> (丸太材換算 (RWE))、金額ベースで14億米ドルであった。
- このうち、MARD 決定 4832 で示されたポジティブ地域からの輸入(低リスク国からの輸入)は65.7% (金額で61%) を占めていた。
- 丸太は41の低リスク国 (MARD 決定 4832 で示されたポジティブ地域) から約100万 m<sup>3</sup> 輸入された。このうち上位15カ国は低リスク国からの丸太輸入量の93%を占める (図2.1)。

Figure 2. Vietnam's top 15 source countries of low-risk logs, 2020



Source: General Department of Vietnam Customs import statistics, as compiled by VIFOREST, Binh Dinh FPA, HAWA, BIFA and Forest Trends

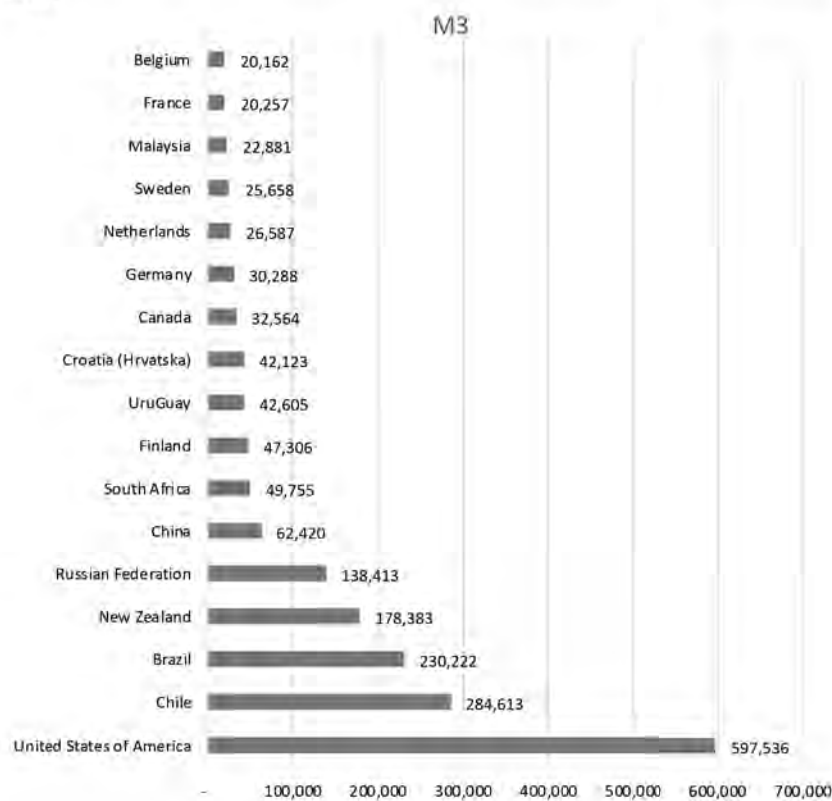
図 2.1 ベトナムの低リスク国からの丸太輸入量(2020年)

出典：To et al. 2021

- 製材は44の低リスク国から約197万 m<sup>3</sup> 輸入された。このうち上位15カ国は低リスク国からの丸太輸入量の98%を占める (図2.2)。

<sup>47</sup> <https://www.forest-trends.org/publications/vietnamese-imports-of-high-risk-timber/>

Figure 4. Vietnam's top 17 source countries for low-risk sawn timber, by volume, 2020



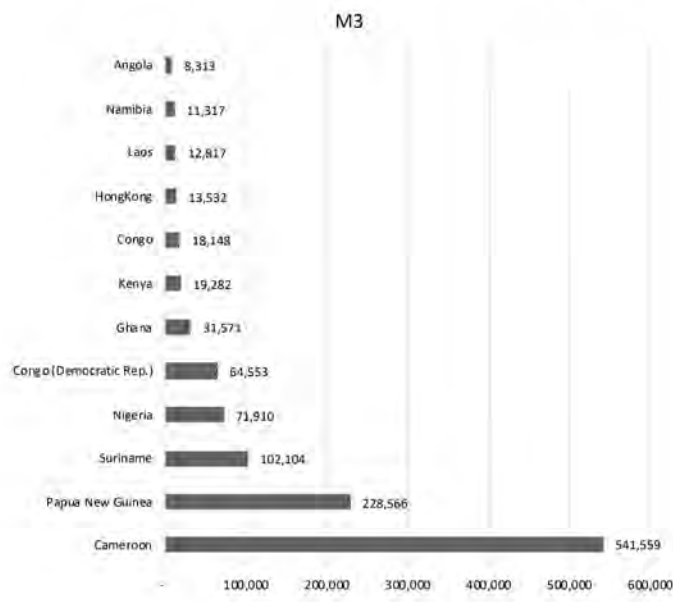
Source: General Department of Vietnam Customs import statistics, as compiled by VIFOREST, Binh Dinh FPA, HAWA, BIFA and Forest Trends.

図 2.2 ベトナムの低リスク国からの製材輸入量(2020年)

出典：To et al. 2021

- 47 か国の高リスク国 (MARD 決定 4832 で示されたポジティブ地域リストに含まれていない国) から約 117 万 m<sup>3</sup> の丸太を輸入し、輸入量が 1 万 m<sup>3</sup> 以上の 11 カ国からの輸入量が 95% を占めている (図 2.3)。
- 製材は、45 か国の高リスク国から約 57 万 m<sup>3</sup> を輸入し、輸入量が 1 万 m<sup>3</sup> 以上の 12 カ国からの輸入量が 93% を占めている (図 2.4)。
- 報告書は、ベトナムの高リスク国からの丸太と製材の輸入を排除することは困難であり、二国間対話などを通じて VNTLAS の項目の遵守を供給国に要求することを提案している。

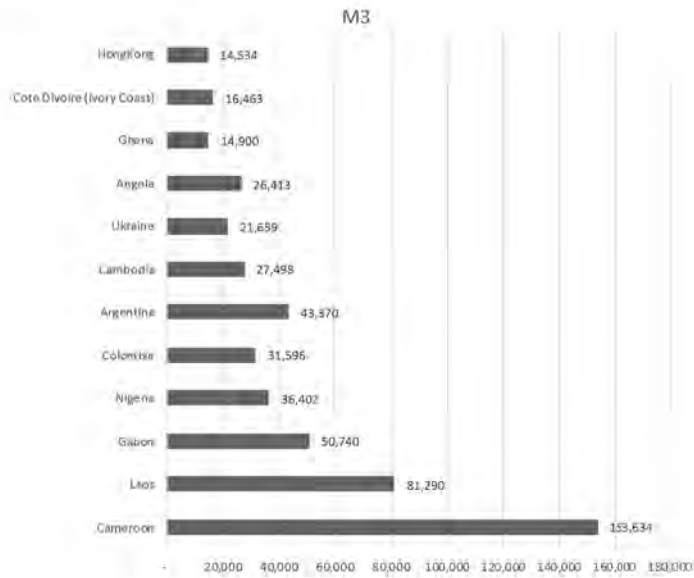
Figure 6. Vietnam's top 11 source countries for high-risk logs, by volume, 2020



Source: General Department of Vietnam Customs. Import statistics as compiled by VIFOREST, Binh Dinh FPA, HAWA, BIFA and Forest Trends

図 2.3 ベトナムの高リスク国からの丸太輸入量(2020年)  
出典: To et al. 2021

Figure 8. Vietnam's top 12 source countries for high-risk sawn timber, by volume, 2020



Source: General Department of Vietnam Customs. Import statistics as compiled by VIFOREST, Binh Dinh FPA, HAWA, BIFA and Forest Trends

図 2.4 ベトナムの高リスク国からの製材輸入量(2020年)  
出典: To et al. 2021

## 2-4 森林認証

### 2-4-1 VFCS/PEFC

2018年、首相決定 No.1288/QD-TTg によって国家森林認証制度 (Vietnam Forest Certification System VFCS) の実施が承認された<sup>48</sup>。FCS を管理するベトナム森林認証局 (Vietnam Forest Certification Office: VFCO)<sup>49</sup>によると、2022年2月現在、285,213 ha の森林が認証を受けている。2021年には、10万 ha 以上のゴム林が認証を受けているのが特徴的である<sup>50</sup>。

2019年からVFCSとProgramme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC)との相互承認が行われている。PEFCのウェブサイト<sup>51</sup>によれば、2021年末時点でベトナムの認証林面積は15件46,657 ha、CoC認証は30件である。

2021年1月JICAプロジェクト「持続的自然資源管理強化プロジェクト フェーズ2」において、ベトナムにおける持続的森林管理に関する認証システムが国際的基準に準拠した形で設立・促進されるための支援が行われることになっている<sup>52</sup>。

### 2-4-2 FSC

2022年2月現在、ベトナムでFSC (森林管理協議会, Forest Stewardship Council) 認証を受けた森林面積は227,523 ha (52件)、CoC認証は1,076件である<sup>53</sup>。2021年にクアンチ省の小規模林業認証グループ協会が、ベトナム初となる竹類の非木材林産物を対象とした (FSC) 認証を取得したことが報告されている<sup>54</sup>。

---

<sup>48</sup> 詳細は、平成30年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)(令和2年3月発行)を参照。

<sup>49</sup> <https://vfcs.org.vn/en/home/>

<sup>50</sup> <https://en.vietnamplus.vn/over-100000ha-of-rubber-plantations-to-get-sustainable-forest-management-certificates-this-year/209041.vnp>

<sup>51</sup> <https://pefc.org/discover-pefc/facts-and-figures>

<sup>52</sup> <https://www.jica.go.jp/project//vietnam/058/outline/index.html>

<sup>53</sup> <https://fsc.org/en/facts-figures>

<sup>54</sup> <https://vir.com.vn/first-fsc-certification-for-non-timber-forest-products-in-vietnam-88746.html>

## 2-5 リスク情報

### 2-5-1 ベトナムの木材の合法性リスクの総合的な情報

ベトナムの木材の合法性リスクに関する情報は、インターネット上に数多く報告されているが、近年のベトナムにおける VNTLAS 構築の取り組みや、それに伴う新しい法令施行に対応している情報はまだ限られている。そのなかで Preferred by Nature(旧 NEPCon)の報告書「Timber Legality Risk Assessment Viet Nam (Version 2.0 | 13 December 2021)<sup>55</sup>」は 2020 年の施行された VNTLAS 政令もカバーしている新しい情報源である。

この報告書では、主に、土地使用・森林所有等に関する法的権利、税金と手数料、木材伐採活動、取引と輸送、サプライチェーンの透明性とトレーサビリティなど、ほとんどの分野においてリスクが確認されたとしている。また、ベトナムの木材の供給源は、植林地（国有・民有・世帯所有）とゴム林（農地）、輸入材であり、それぞれが異なるリスクをはらんでいる。リスクを評価する際は供給源ごとに検討するのが有効である。主なリスクとリスクの管理方法をまとめた（表 2.5）。

表 2.5 ベトナムで確認された主な木材の合法性リスクとリスクの管理方法

	確認されたリスク	リスク管理の方法
土地使用・森林所有等に関する権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地使用権や森林を伐採する権利を証明するものが不足していることがある</li> <li>● 土地の測定値や境界線がリース契約に含まれていないことがある</li> <li>● 不適切なプロセスによって森林所有契約等が締結された可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地使用権証明書またはその他の同等の書類には、実際の面積が記され、地方政府のサインがあることを確認する。</li> <li>● 土地使用権証明書に記載されている森林所有者の名前は、ビジネスライセンス、請求書、林産物のパッキングリストなどの他の書類と一致している必要がある。</li> </ul>
持続可能な森林管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林所有者（企業）が、法定<sup>56</sup>の毎年 SFM 計画実施の報告書を省の農業・農村開発局に提出していない。</li> <li>● 新しい法的要件のため森林所有者が SFM 計画策定と報告に対応できていないことから生じている。</li> <li>● 政府当局もこれらを管理する能力が不足している。</li> </ul>	---
伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業・個人が所有し投資した植林地の伐採については、法的な要求事項がなく、リスクはほぼないと考えられる。</li> <li>● 保護区内の木材が違法に伐採され、商業サプライチェーンに入るリスクがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 樹種や木材がどの森林から供給されたのかを確認するための、サプライチェーンマッピングの実施。</li> </ul>

<sup>55</sup> <https://preferredbynature.org/sourcinghub/timber/timber-viet-nam>

<sup>56</sup> Circular 28/2018/TT-BNNPTNT

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 天然林での伐採が禁止されているが、中部高地地方などで違法な天然林伐採のニュースが存在する。</li> </ul>	
取引と輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 木材や木材製品の輸送には、法律上の輸送許可は不要。一般的に輸送時に同梱が求められるのは、パッキングリストと販売者による林産物原産地証明書のコピー。</li> <li>● パッキングリストや林産物原産地証明書の不正は税金関連目的で行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パッキングリスト、林産物原産地証明書に加え、販売請求書を含め、記載内容の整合性を確認する。</li> </ul>
デューデリジェンス要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸入材に対してはデューデリジェンスが法的に要求されているが、実施されていないリスクがある。</li> <li>● 新しい法的要件のため、輸入業者、政府当局共に能力が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● CITES 許可証、FLEGT ライセンスまたは Decree 102/2020/ND-CP の Form no.03 のデューデリジェンス該当箇所を確認する。</li> </ul>
サプライチェーンの透明性とトレーサビリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ベトナムは、サブサプライヤーの数が多くサプライチェーンが複雑で、サプライチェーンマッピングが特に困難である。</li> <li>● 包括的な木材のインプット・アプトプットの管理が実施されていない。</li> <li>● サプライチェーンのトレーサビリティ・システムが完成していない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サプライチェーンの事業者の森林製品入出庫簿の確認。</li> <li>● サプライチェーンマッピングの実施。</li> <li>● オンラインデータベースでの証書の確認</li> <li>● ビジネス登録証明書<sup>57</sup></li> <li>● VAT インボイス<sup>58</sup></li> <li>● オンサイト監査を実施し、サプライチェーンにおける重要なポイント、CoC システム、デューデリジェンスシステム等を確認。</li> </ul>

Preferred by Nature (2021)を基に作成

また、この報告書はゴム材のリスクにも触れている。ベトナムでは、ゴムの木は、林地または農地で栽培される多目的樹種(multi-purpose tree)と分類され、木材とは取扱いが異なる。現在はゴム材の合法性を確保するための正式な指針等はない。しかし、EU-FLEGT VPA でも、その輸出量の多さからゴム材の合法性は注目されており、将来的には他の木材と同様の合法性の確保を可能にする仕組みができることが期待されている。2019年のゴムの総栽培面積は約 941.3 千 ha で 7 割が農地で栽培されている。国内で伐採されたゴムの木は、国有企業であるベトナムゴムグループ、省人民委員会が管理する企業、世帯、民間企業の 4 つの生産者に由来し、約半分が世帯によって栽培されている。ベトナムでは、ゴム農園の土地使用と管理権に関連した紛争や違反は報告されておらず、ベトナムゴムグループが所有するゴム農園については、土地保有に関するリスクは低いと考えられると報告されている<sup>59</sup>。

<sup>57</sup> <https://dichvuthongtin.dkkd.gov.vn/inf/default.aspx>

<sup>58</sup> <http://www.tracuuhoaddon.gdt.gov.vn/main.html>

<sup>59</sup> <https://preferredbynature.org/sourcinghub/timber/timber-viet-nam>



## 2-5-2 ベトナムの輸入材のリスク

Vietnam's Import of Tropical Timber and the Implementation of the Vietnam Timber Legality Assurance System: Africa, Cambodia, Laos, and Papua New Guinea<sup>60</sup>は、NGO のフォレスト・トレンドとベトナムの主な木材業界団体が共同で作成し、ベトナムの主要な木材輸入国であるアフリカ、ラオス、カンボジア、パプアニューギニアから輸入された木材のリスクを、VNTLAS 政令の基準で評価することを試み、これらの地域から輸入される丸太と製材の、地理的リスク評価の詳細と、高リスクの樹種についての情報を掲載している。これらの地域からの輸入品、特にカンボジアとラオスからの輸入品には、高リスクの木材種が比較的高い割合で含まれていることが明らかになっている。

Mongabay の記事「Vietnam's timber legality program not making a dent in risky wood imports<sup>61</sup>」では、2-2-3(1)でも述べたように、ベトナムの TLAS に関連する法令が整備されたものの、実施が伴っていないことが指摘されている。以下はこの記事の要約である。

VNTLAS 政令は、違法木材の輸入を排除するための規則であるが、税関データからは、高リスク国からの木材輸入が減少している傾向はみられない。また、輸入された高リスクの熱帯木材のほとんどは、ベトナムの国内市場向けで、高級広葉樹家具に使用される。以前は国内産の木材で十分であったが、2016年にベトナムが国内の天然林伐採を全面的に禁止したため、家具メーカーは他の供給地に目を向けざるを得なくなった。隣国のカンボジアやラオスでも、未加工の木材輸出を抑制する動きが強まり、アフリカからの輸入に頼るようになった経緯があり、ベトナムは現在、中国に次いで世界第2位のアフリカ産木材の輸入国となっている。リスクの高い木材が根強く輸入されているのは、新しいデューデリジェンス要件の実施が不十分であることが主な原因である。ベトナムの輸入業者は、デューデリジェンスのプロセスが複雑すぎる、供給国のどの当局が必要な書類を発行しているのか分からない、供給国の木材ブローカーが、伐採許可証やコンセッション許可証に関する情報は機密事項であるとして、情報提供してもらえないとコメントしている。輸入業者が、アフリカの供給国で操業している中国企業から木材を購入する場合、中国企業が書類を準備することになるが、ベトナム当局や VNTLAS の要求に満たせない場合がある。また、コンゴ共和国、ガボン、カメルーンで操業する中国企業の中には、違法木材の生産流通に関わっているものもあるという報告も存在している。

---

<sup>60</sup> <https://www.forest-trends.org/publications/vietnams-import-of-tropical-timber-and-implementation-timber-legality-assurance-system/>

<sup>61</sup> [https://news.mongabay.com/2022/02/vietnams-timber-legality-program-not-making-a-dent-in-risky-wood-imports/?utm\\_medium=Social&utm\\_source=Facebook&fbclid=IwAR2wAjC7aNdV3wA-tGS8PJSFOS4zhHI63gwziFHKWnoi8vpckPoNpV0I6RQ#Echobox=1643810839](https://news.mongabay.com/2022/02/vietnams-timber-legality-program-not-making-a-dent-in-risky-wood-imports/?utm_medium=Social&utm_source=Facebook&fbclid=IwAR2wAjC7aNdV3wA-tGS8PJSFOS4zhHI63gwziFHKWnoi8vpckPoNpV0I6RQ#Echobox=1643810839)

## 2-6 付属資料

VNTLAS 政令で定められた書類様式のうち、下記7種について、仮訳を収録した。

フォーム No.01 輸入木材の申告書

フォーム No.02 輸入木材製品の申告書

フォーム No.03 輸入木材の原産国申告書

フォーム No.04 輸出木材の原産地確認依頼書

フォーム No.05 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト

フォーム No.06 輸出/再輸出のために一時的に輸入された木材のリスト

フォーム No.07 検査記録





フォーム03 輸入木材の原産国申告書

Mẫu số 03. Bảng kê khai nguồn gốc gỗ nhập khẩu

BẢNG KÊ KHAI NGUỒN GỐC GỖ NHẬP KHẨU

A. THÔNG TIN CHUNG VỀ LÔ HÀNG

1. Tên và địa chỉ của chủ gỗ nhập khẩu <sup>(1)</sup>: .....
2. Tên và địa chỉ của chủ gỗ xuất khẩu <sup>(2)</sup>: .....
3. Mô tả hàng hóa <sup>(3)</sup>: .....
4. Mã HS: .....
5. Tên khoa học của loài: .....
6. Tên thương mại của loài <sup>(4)</sup>: .....
7. Khối lượng/Trọng lượng/ Số lượng hàng hóa <sup>(5)</sup>: .....
8. Số vận đơn (B/L): .....
9. Số hóa đơn: .....
10. Bảng kê gỗ <sup>(6)</sup>: .....
11. Nước xuất khẩu: .....
12. Quốc gia nơi khai thác: .....

B. MỨC ĐỘ RỦI RO CỦA LÔ HÀNG NHẬP KHẨU

Tùy theo tình trạng lô hàng, đánh dấu vào ô thích hợp dưới đây:

- B1. Gỗ không thuộc loài rủi ro và gỗ từ vùng địa lý tích cực, không yêu cầu tài liệu bổ sung, kê khai theo Mục C, Mục D dưới đây.
- B2. Gỗ thuộc loài rủi ro hoặc gỗ từ vùng địa lý không tích cực, yêu cầu tài liệu bổ sung và kê khai theo Mục C và D dưới đây.

C. TÀI LIỆU BỔ SUNG

1. Gỗ nguyên liệu (ví dụ: thuộc các mã HS 4403, 4406, 4407)

Nếu gỗ nhập khẩu từ loài rủi ro hoặc từ vùng địa lý không tích cực, thì chủ gỗ phải kê khai một trong các tài liệu về nguồn gốc khai thác hợp pháp và xuất trình kèm theo các tài liệu kê khai sau đây:

- a) Chứng chỉ tự nguyện hoặc chứng chỉ quốc gia của nước xuất khẩu được Việt Nam công nhận là đã đáp ứng tiêu chí của Hệ thống bảo đảm gỗ hợp pháp Việt Nam:

TT	Tên loại chứng chỉ	Số hiệu chứng chỉ	Thời hạn của chứng chỉ
	証明書の種類	証明書番号	有効期限

- b) Giấy phép hoặc tài liệu chứng minh được phép khai thác gỗ:

TT	Loại giấy phép hoặc tài liệu	Số giấy phép hoặc số tài liệu	Ngày ban hành	Cơ quan/chủ thể ban hành	Ghi chú
	文書の種類	文書番号	発行日	発行機関	

- c) Trường hợp quốc gia nơi khai thác gỗ không quy định giấy phép khai thác đối với khu rừng mà gỗ này được khai thác, đề nghị cung cấp tài liệu bổ sung sau:

TT	Loại tài liệu <sup>(7)</sup>	Tài liệu số	Ngày ban hành	Chủ thể ban hành	Ghi chú
	文書の種類	文書番号	発行日	発行機関	

A. 委託品に関する一般的な情報

1. 輸入者の名前と住所
2. 輸出者の名前と住所
3. 製品の説明
4. HSコード
5. 樹種の学名
6. 樹種の通称
7. 製品の材積/重量/数
8. 船荷証券
9. 送り状番号
10. ログリスト
11. 輸出国
12. 伐採国

B. 輸入委託品のリスクレベル

輸入貨物の状況に応じて、以下のボックスのうち該当するものにチェックを入れる。

- B1. 木材には高リスク樹種ではなく、ポジティブ地域由来である：輸入者は書類に関する追加的要求はない。
- B2. 木材は高リスク樹種に該当する、または非ポジティブ地域由来である：輸入者は以下のセクションCとDに従って追加の書類と宣言を提出する必要がある。

C. 追加書類

1. 原料となる木材（例：HS 4403、4406、4407）

高リスク樹種であるか、または非ポジティブ地域から輸入される場合、輸入者は合法的な伐採を示す文書の1つを申告し、以下の文書を提出する必要がある。

- a) ベトナムの木材合法性保証システムの基準を満たしていると、ベトナムが認めた輸出国の自主的な証明書または国家的な証明書

- b) 伐採許可証、ライセンス

- c) 伐採国で伐採許可証が発行されない場合、輸入者は以下の書類の提出を求められる。

Quốc gia nơi khai thác:		伐採国
Tên và địa chỉ của nhà cung cấp		サプライヤーの名前と住所
Lý do không quy định giấy phép		伐採許可証がない理由

Đính kèm bản sao các loại tài liệu (nếu có)

d) Trường hợp không có tài liệu khai thác, đề nghị cung cấp thông tin bổ sung sau:

TT	Loại tài liệu thay thế tài liệu khai thác	Tài liệu số	Ngày ban hành	Chủ thể ban hành	Ghi chú
	文書の種類	文書番号	発行日	発行機関	

Quốc gia nơi khai thác:		伐採国
Tên và địa chỉ của nhà cung cấp		サプライヤーの名前と住所
Lý do không có tài liệu khai thác		合法的な伐採に関する文書がない理由

Đính kèm bản sao các loại tài liệu thay thế (nếu có)

2. Sản phẩm gỗ hỗn hợp (ví dụ: các mã HS thuộc chương 44 và 94 ngoại trừ các mã HS: 4403, 4406, 4407)

Nếu sản phẩm gỗ được làm từ gỗ thuộc loài rui ro hoặc từ vùng địa lý không tích cực thì chủ gỗ phải kê khai một trong các tài liệu về nguồn gốc khai thác hợp pháp và xuất trình kèm theo các tài liệu kê khai sau đây:

a) Chứng chỉ tự nguyện hoặc chứng chỉ quốc gia nước xuất khẩu được Việt Nam công nhận là đã đáp ứng tiêu chí của Hệ thống bảo đảm gỗ hợp pháp Việt Nam:

TT	Chứng chỉ (tên và loại)	Số hiệu chứng chỉ	Thời hạn của chứng chỉ
	証明書の種類	証明書番号	有効期限

b) Trường hợp không có giấy phép hoặc tài liệu khai thác:

TT	Tài liệu chứng minh tính hợp pháp của gỗ	Tài liệu số	Ngày ban hành	Chủ thể ban hành	Ghi chú
	文書の種類	文書番号	発行日	発行機関	

Xuất xứ gỗ:		木材の原産国
Tên và địa chỉ của nhà cung cấp/nhà xuất khẩu:		サプライヤーの名前と住所
Tài liệu bổ sung thay thế chứng minh tính hợp pháp của gỗ theo quy định pháp luật của quốc gia nơi khai thác		伐採国の法律に従った木材の合法性を証明する代替補足文書

Đính kèm bản sao các tài liệu chứng minh hợp pháp (nếu có)

書類のコピーを添付する (もしあれば)

d) 輸入者が合法的な伐採に関する文書を持っていない場合は、以下の情報を追加的に提出することが求められる。

書類のコピーを添付する (もしあれば)

2. 木材製品 (例: HS 4403, 4407を除くHS 44, 94の製品)。製品が高リスク樹種から作られている場合、または非ポジティブな地域由来の木材から作られている場合、輸入者は合法的な伐採を示す文書のいずれか一つを申告し、以下の追加文書を提出する必要がある。

a) ベトナムの木材合法性保証システムの基準を満たしていると、ベトナムが認めた輸出国の自主的な証明書または国家的な証明書

b) 輸入者が伐採許可証または合法的な伐採を証明するその他の書類を持っていない場合は、以下の追加情報を提供することが求められる。

書類のコピーを添付する (もしあれば)

**D. CÁC BIỆN PHÁP BỔ SUNG CỦA CHỦ GỖ NHẬP KHẨU ĐỂ GIẢM THIỂU RỦI RO LIÊN QUAN ĐẾN TÍNH HỢP PHÁP CỦA GỖ THEO QUY ĐỊNH PHÁP LUẬT CỦA QUỐC GIA NƠI KHAI THÁC:**

1. Thông tin về quy định pháp luật đối với xuất khẩu gỗ của quốc gia khai thác: Xác định các quy định pháp luật (ví dụ: cấm xuất khẩu, yêu cầu giấy phép xuất khẩu v.v...) áp dụng đối với xuất khẩu gỗ cho từng sản phẩm hoặc loài của quốc gia nơi khai thác.

TT	Sản phẩm, loài và quốc gia nơi khai thác	Quy định pháp luật đối với xuất khẩu gỗ của quốc gia nơi khai thác	Bằng chứng tuân thủ

2. Xác định rủi ro và biện pháp giảm thiểu: Xác định bất cứ rủi ro về khai thác và thương mại bất hợp pháp liên quan đến lô hàng theo quy định pháp luật của quốc gia nơi khai thác và đề xuất các biện pháp giảm thiểu.

TT	Các rủi ro	Biện pháp giảm thiểu rủi ro

**Cam kết của chủ gỗ nhập khẩu:** Tôi xin cam kết những thông tin kê khai là đúng, đầy đủ, chính xác và chịu trách nhiệm trước pháp luật về những thông tin đã kê khai.

....., ngày ..... tháng ..... năm .....

**CHỦ GỖ NHẬP KHẨU**

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu (nếu có))

木材輸入業者(署名、捺印)

D. 伐採国の合法性要件に基づく、木材の合法性リスクを軽減するための輸入者の追加措置

1. 伐採国からの木材輸出に関する合法性要求事項の情報：該当する木材製品や該当する樹種に適用される合法性要件（輸出禁止、輸出許可の要件など）の特定。

2. 合法性リスクの特定とリスク軽減方策：伐採国の合法性要件に従った委託品に関連する違法伐採と関連取引に関するすべてのリスクの特定と、そのリスク軽減の提案

**輸入木材所有者のコミットメント：**私はここに、宣言された情報が真実、完全、正確であり、宣言された情報について法律の前に責任を負うことを約束します。

フォーム04 輸出木材の原産地確認依頼書

Mẫu số 04. Đề nghị xác nhận nguồn gốc gỗ xuất khẩu

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM  
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

日付 (日、月、年)

....., ngày ..... tháng ..... năm .....

**ĐỀ NGHỊ XÁC NHẬN NGUỒN GỐC GỖ XUẤT KHẨU**

(Gỗ có nguồn gốc từ rừng trồng trong nước không phải xác nhận)<sup>(1)</sup>

Kính gửi<sup>(2)</sup>: .....

1. Tên chủ gỗ<sup>(3)</sup>: .....; MST/MSDN/CMND/CCCD<sup>(4)</sup>: .....

2. Địa chỉ<sup>(5)</sup>: .....; Số điện thoại: ....., Địa chỉ Email: .....

3. Địa điểm kiểm tra<sup>(6)</sup>:  
.....

4. Khối lượng/Trọng lượng/Số lượng gỗ: .....

輸出木材の原産地確認依頼  
(国内植林地由来の木材は確認  
は不要)

1. 木材所有者名：納税者番号/  
識別番号
2. 住所、電話番後、E-mail
3. 検査場所
4. 木材の数、重量
5. 添付書類

5. Hồ sơ kèm theo<sup>(7)</sup>:  
.....

Chúng tôi/Tôi cam kết những nội dung kê khai trong đề nghị này là đúng sự thật và chịu trách  
nhiệm trước pháp luật về sự trung thực của thông tin.

Đề nghị<sup>(8)</sup> ..... xem xét kiểm tra, xác nhận bằng kê gỗ./

私はこの要求で宣言された情報が真実  
であることを約束し、情報の真実性  
について法律の前に責任を負います。  
リストの確認と検証を申請します。

**CHỦ GỖ**

(Ký, ghi rõ họ, tên, đóng dấu (nếu có))

所有者 (署名、捺印)









10. Thông tin sản phẩm gỗ:

10. 木材製品に関する情報

TT	木材製品名 Tên sản phẩm gỗ <sup>(8)</sup>	Số hiệu/ nhãn đánh dấu (nếu có) 製品コード マーク	Đơn vị tính	原材料の樹種名 Tên gỗ nguyên liệu <sup>(9)</sup>				Số lượng sản phẩm	Khối lượng/ trọng lượng sản phẩm	Ghi chú		
				Tên phổ thông/tên thương mại	Tên tiếng Anh (nếu có)	Tên khoa học	Nhóm loài <sup>(10)</sup>					
1				<ul style="list-style-type: none"> <li>• 俗称・貿易上の名称</li> <li>• 英語名</li> <li>• 学名</li> <li>• 樹種のカテゴリー</li> </ul>				製品数	製品重量/重量			
2												
...												
<b>Tổng:</b>												

Chúng tôi/Tôi cam kết những nội dung kê khai trong bảng kê này là đúng sự thật và chịu trách nhiệm trước pháp luật về sự trung thực của thông tin./.

私は、このリストで宣言された情報が真実であることを約束し、情報の真実性について法の前に責任を負います。

**XÁC NHẬN CỦA CƠ QUAN  
KIỂM LÂM SỔ TẠI<sup>(11)</sup>**

森林局による認証  
(署名、捺印)

Ngày ..... tháng ..... năm .....  
**TỔ CHỨC, CÁ NHÂN  
LẬP BẢNG KÊ SẢN PHẨM GỖ**

所有者 (署名、捺印)

# フォーム07 検査記録

Mẫu số 07. Biên bản kiểm tra

CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM  
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

## BIÊN BẢN KIỂM TRA

Hôm nay, hồi ..... giờ ..... ngày ..... tháng ..... năm .....

Tại: .....

年月日  
場所

### I. THÀNH PHẦN

#### 1. Đại diện cơ quan kiểm tra:

1- ..... chức vụ: ..... đơn vị: .....

2- ..... chức vụ: ..... đơn vị: .....

3- ..... chức vụ: ..... đơn vị: .....

I 構成  
1 検査機関代表  
1- 、職位、所属

#### 2. Đại diện tổ chức, cá nhân được kiểm tra:

- Tên chủ gỗ<sup>(1)</sup>: .....

- Địa chỉ<sup>(2)</sup>: .....; địa chỉ Email: .....

- MSKD/MSDN/MST: .....; ngày cấp .....; nơi cấp .....

- Số CMND/CCCD: .....; ngày cấp .....; nơi cấp .....

2 検査対象の組織と個人の代表  
-木材所有者指名  
-住所 emai  
-MSKD/MSDN/MST: 発行日：  
発行場所  
-IDカード番号：発行日：発行  
場所

### II. NỘI DUNG KIỂM TRA

#### 1. Kiểm tra hồ sơ gỗ<sup>(3)</sup>:

.....  
.....  
.....  
.....

II. 検査内容  
1. 木材の記録検査  
2. 材積、重量、仕様、樹種の検査  
3. 追加書類提出要求の検査

#### 2. Kiểm tra khối lượng, trọng lượng, số lượng, quy cách, loài gỗ<sup>(4)</sup>:

.....  
.....

#### 3. Yêu cầu xuất trình các tài liệu bổ sung<sup>(5)</sup>:

.....  
.....

### III. KẾT LUẬN SAU KIỂM TRA

III. 検査の結論

Sau khi đọc lại biên bản, những người có tên nêu trên cùng nghe, công nhận đúng và chịu trách nhiệm trước pháp luật về các nội dung đã ghi và kết luận nêu trên, cùng thống nhất, ký và ghi rõ họ tên vào biên bản.

Biên bản lập thành ..... bản, giao cho tổ chức, cá nhân được kiểm tra một bản./.

検査記録を確認し、上記の人物は、上記の内容と結論を聞き、正しく認め、法の前で責任を負い、同意し、署名し、検査記録に署名する。検査記録は…枚複製され、1つは検査対象組織または個人に割り当てられるものとする。

検査対象組織・個人（署名）

検査チーム代表（署名）

CÁ NHÂN/TỔ CHỨC ĐƯỢC KIỂM TRA  
(Ký, ghi rõ họ tên)

ĐẠI DIỆN TỔ CHỨC KIỂM TRA  
(Ký, ghi rõ họ tên)